

— 国保制度を崩壊させないために — 第3回



厚生労働省国民健康保険
収納率向上アドバイザー

堀 博晴

プロフィール
堀 博晴（ほり ひろはる）
ヤフー株式会社コンシューマ事業統括本部官庁担当
昭和42年江戸川区役所に入都。
東京都総務局小笠原支庁、同和对策部、災害対策部、主税局足立都
税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事
務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、
徴収指導室長を歴任し、平成17年4月より現職。
機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成
果を上げる。「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッ
フ募集に応募する。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛
び回る。著書には、「インターネット公売のすべて」（ぎょうせい）、「自
治体増収大作戦—インターネットが変えた—」（ぎょうせい）がある。

前々回（7月号）、前回（11月号）と、滞納整理のあり方と重要性について述べてきました。今回は、滞納整理を実施するうえでの留意点を3つ、そして収納率向上に向けての取組みについての提案を2つ、お話ししたいと思います。

■ 滞納整理でやってはいけない3悪

徴収の努力を怠っていると、後々取り返しのつかないこととなります。景気の波は一気に変わりますが、収納率はそう簡単に上がらないからです。

私のいた東京都では都税徴収率が平成18年度に4年連続の過去最高を更新し、97.8%でした。しかし、ここまで徴収率を回復させるのには長い年月がかかりました。平成元年に95.9%といったんピークを迎えた徴収率は、バブル崩壊とともに下降し、平成7年度に90.2%とどん底まで落ち込みました。そこからV字回復を遂げたわけですが、平成15年度に96.1%と再び過去最高をマークするまで、前のピークから数えると14年かかっています。V字の谷を渡りきるのには、そのぐらい大変なのです。

「徴収の努力を怠る」というだけでは説明がやや抽象的かもしれません。具体的にやってはいけないことを3つあげます。

① 延滞金を取らない

先にも述べましたが、滞納者から延滞金を取っていない自治体は意外にあるようです。講演等で「ちゃんと取ってますか？」と聞いてもすんなり手が上がらない人がよく見受けられます。延滞金を取っても徴収職員の成績にはつながらず、も

しくは組織がその数字を評価しないので、本税だけに絞って仕事をするという思惑もあるのかもしれませんが。

しかし、仮に私の隣に住んでいる人が滞納者で、延滞金も払っていないとします。そのことがわかったら私も滞納します。滞納しておいて、お金をよそで運用します。ゴールドでも買っておきませんか。差押予告書でも届いたら本税分を払えば済むのですから。沢山儲ければ延滞金も払うかもしれません。延滞金をおまけしている自治体の方に聞いてみたいと思います。私の行動を止められるでしょうか。

② 時効を出す

不納欠損の大半が時効というのは、衆目の一致するところでは。そこで不納欠損のうち、停止によるものがいくらあって、時効によるものがいくらなのかについて情報公開を求めたとします。あるいはマスコミがすっぱ抜いたと仮定してもかまいません。どんなことが起きるでしょうか。

もしも自分の住んでいる自治体の不納欠損のほとんどが時効によるものだったとしたら、私は「私の保険料も時効にしてくれ」と言いに行きます。滞納を放っておくがゆえに時効が出るのですから、私の滞納も放っておいてほしいと要求します。しかし、こう言われて真正面から反論できる自治体があるでしょうか。

③ 集金に行く

徴収職員の仕事を集金と勘違いしている人がまだいます。滞納者に分納誓約をしてもらって、毎

月だらだらと保険料を集めて回る。それが仕事だと思込んでいるのです。これも間違っています。徴収職員は集金人ではないのです。もし、私の隣人の家に、毎月、職員が集金に保険料を取りに来ているとします。そのことを知ったら、私はただちに口座振替をやめ、「うちにも取りに来てくれ」と自治体に要求します。

納期内納付（納税）をしている住民は口座振替で、滞納者の家にはご丁寧にも職員が取りにうかがっていたのでは、滞納者に対する特別扱いと批判されても言い返せません。皆さんの自治体でもこれまで口座振替の方に「うちにも集金に来てくれ」と言われたらどうしますか。

ただし、足の不自由な方や寝たきりの方などで分納が止むをえないならば、積極的に集金に行くべきでしょう。

この3つをやっている自治体では、絶対に徴収率は上がりません。加えて、もしもやっていることが住民に知られたら、将棋で言う「詰み」の状態になります。自治体は反論、抗弁のしようがありません。

皆さん、どう思いますか。

■ 効率的な取組みのご提案

いま、各自治体で収納担当職員が少ない中、収納率を向上させることが求められています。今まで書いてきたことを実践して頂くとともに、以下に、私が国保課長ならこのような取組みをやるということを2つほどご提案させていただきます。

① 督促状と催告書の回数を減らす

皆さんの自治体では督促状の送達は每期行っているのではないのでしょうか。そして支払われなければ催告書を送っていると思います。地方税法第66条には「・・・納期限後20日以内に督促状を発しなければならない・・・」と書かれています。法律に書かれているので每期行っている自治体がほとんどだと思います。

私はこの規定は訓示規定だと思います。20日以内に出さなくても効力には影響がないからです。

そこで、私だったら每期督促状を出すのをやめ年3回位にします。こうすることによって每期行っていた手間が3回で済みます。郵送に係る郵券の節約にもなります。催告書も同じことだと思います。

② 停止処分をしたら1～2年程度は関連停止

停止処分をしても次から次へと賦課される国保料（税）、滞納が発生する都度財産調査をして停止該当かどうかを判断しているのでは職員はたまりません。これがあまり停止処分をしない理由かもしれません。料であれば2年で時効になるのだから停止は無駄だという人もいます。でもそれで良いのでしょうか。

督促状は法律上出さなければいけませんが、催告書を送り、電話催告をするなど、停止になるにも関わらず手間をかけていないのでしょうか。停止処分をした方の資力の回復はすぐには望みません。したがって私なら、停止処分をしたら1～2年は関連として（督促状は出す必要はありますが）改めての調査はせずに停止とする措置をします。

停止処分は手間がかかりますが最初だけです。そして今まで時効にしていた事案のすべてが停止だとすれば、普通の催告事務などの手間が少なくなるのではないのでしょうか。そして、執行停止期間中に資力が回復していれば払ってもらう。していなければ堂々と不納欠損で落とすという手順です。滞納者には督促状は出すが、その後の催促はしないので資力回復に努めるよう指導します。

少し乱暴でしょうか。しかし検討する価値はあると思っています。

滞納整理という事務は公務員の仕事の中で最も嫌なもののひとつです。しかしそれに携わった職員の皆さんが頑張らなければ収納率が下がりにくく国保の世話になります。是非、皆さんのお力で国保料（税）を喜んで払える社会にして頂きたいと思っています。

来年度は国保料（税）の徴収を頑張っている自治体の取組みをご紹介します。

